

【記載例】 転職・退職等の異動があった場合

転職、退職、死亡、休職等により、毎月の給与から徴収できなくなったときは、その事由が発生した日の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。1人につき1枚提出してください。

(1) 転職等による特別徴収の継続

転職等により、新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、新しい勤務先へ税額及び月割額を連絡していただき、「新しい勤務先」の欄に記入してください。

(2) 一括徴収

退職等によって給与の支払いを受けなくなった場合で、残りの税額を最終の給与や退職金などから一括して徴収される場合に届けてください。

異動日が6月1日から12月31日までの間

→申出により、一括徴収してください。

異動日が1月1日以降の場合

→原則として、一括徴収してください。

※一括徴収しない場合は、その理由に該当する番号を記入してください。

(3) 普通徴収への切り替え

上記(1)(2)以外の場合で、異動後の未徴収税額を納税義務者本人が納付(普通徴収)する場合に届け出てください。異動届出書の提出が遅れると、納税義務者が一度に多額の納付負担となる場合がありますので、速やかに提出してください。未徴収税額がない場合(非課税など)でも異動があった場合は必ず提出してください。

なお、普通徴収に切替わる方へは、後日直接本人に未徴収分の納税通知書を市から送付させていただきますので、その旨ご説明願います。

◆納税義務者が退職後、国外転出される場合

納税義務者が退職後、国外転出される場合は一括徴収にご協力をお願いします。一括徴収できない場合は納税管理人を選定していただくか、国外転出前に未徴収税額を全て納付いただく必要があります。また、1月1日以降納税通知発付までの間に国外転出される場合、翌年度の市・府民税も課税される場合がありますので、国外転出前に市役所税務課に問い合わせいただくようご案内ください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;">6</div> 交付印		整理番号	
南丹市長 令和 6 年 9 月 6 日		総務係 南丹 税太郎 0771-68-0004 6年度 12345678 87654321	
住所 京都府南丹市 ○町△47番地1 株式会社 ○△物産		特別徴収指定番号 5年度 6年度 12345678	
給与者 フリガナ ナンタン ソノコ 氏名 南丹 園子 生年月日 平成 3 年 1 月 1 日 所屬人番号 9 8 7 6 1 * * * * 4 3 2 1 住所 京都府南丹市 ○町□3番地1		特別徴収税額 (年税額) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 8 月分 48,000 円 12,000 円 36,000 円	
異動の事由 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 2		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収 (本人が納付) 2	
1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 特別徴収指定番号 _____ 担氏名 _____ 担氏住所 _____ 担氏電話番号 _____ 新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 _____ 納入書の要否 <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (必要の場合のみ記載)			
2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 番号を記入 1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。 徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入 36,000 円 2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。 左記の一括徴収した税額は、8 月分 (翌月10日納期限) で納入します。			
3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。) 番号を記入 1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。			
市 町 村 処 理 欄 A B C D E F		5年度 <input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は <input type="checkbox"/> 1 特別徴収の異動者を変更 2 普通徴収に切替 3 一括徴収 4 その他 6年度 <input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は <input type="checkbox"/> 1 特別徴収の異動者を変更 2 普通徴収に切替 3 一括徴収 4 その他	
退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則残税額をまとめて徴収してください。			